

小谷村の景観行政団体への移行について

現 状

- 県の景観行政の枠組み内
県景観条例／県景観育成計画
- 工作物の新設等の行為を行う際の手続は
長野県（大町建設事務所）で行う

課 題

- 投資目的の開発行為（例：太陽光発電施設、
インバウンド向け宿泊施設等）の計画が持ち
上がった際に、コントロールする手段がない
- 基準が全県共通のため、小谷村の環境・風土・
実情に即していない部分がある（例：地域区
分に「農山村」がない、等）

さらに

- 小谷村らしい景観を守り、継承したい
小谷村が持つ景観の良いところをより良く
したい

景観行政団体への移行

※県との協議・同意が必要

変わること

- 村独自の景観行政を実施
小谷村景観条例／小谷村景観計画を策定
※基本は県条例／県計画を踏まえる
（小谷村として防ぎたいこと、取り組みたい
ことを盛り込む）☞計画素案3～4章
- 行為等を行う際の手続は役場（建設水道課
建設係）が行う☞計画素案4章 p.27

メリット

- 村独自の景観条例／景観計画に基づき、小谷
村の実情に合った景観行政が展開できる
- 投資目的の開発行為がいつの間にか進めら
れるのを防ぐことができる
- 官民協働で小谷村らしい景観を守り、継承す
る取り組みが活発になる

デメリット

- 手続が村に移管されるため、審査事務等の事
務量が増える（従来の実績：年間数件程度
対象行為・規模をどう設定するかで増減あり）